

一時保育の利用料の無償化について（東京都単独型一時保育）

東京都単独型一時保育（下記の園で実施）を利用されている方は、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料の補助を受けられる場合がありますので、下記の内容をご確認ください。

一時保育の実施園等は、まちだ子育てサイトに掲載しています。



項目	内容
対象児童	・ 町田市に在住している ・ 3～5歳児（もしくは住民税非課税世帯の0～2歳児）である ・ 子育てのための施設等利用給付認定新2号（4月1日時点で満3歳未満は新3号） ・ 保育園等に在籍していない
給付限度額	月額37,000円（新3号認定児 月額42,000円）（※1）
申請先	町田市子ども生活部子ども総務課 市庁舎2階202窓口

（※1）給付限度額については、国基準の一時保育、東京都基準の一時保育のほか、認可外保育施設、ベビーシッター、病児・病後児保育、町田市ファミリー・サポート・センターの利用料と合わせた上限額となります。また、幼稚園等に在園して預かり保育と併用する場合の上限は、月額11,300円（新3号認定児は月額16,300円）となります。

●申請受付期間

利用期間	請求受付締切日（※締切日が市役所閉庁日の場合は、直前開庁日）
4～6月分	7月15日
7～9月分	10月15日
10～12月分	翌年1月15日
1～3月分	翌年度4月10日 当該年度の最終申請期限

請求書の提出忘れ等があった際は、以降の受付月でもご提出いただけます。

最終申請期限を過ぎた場合は、当該年度の補助金の支給を行うことができませんのでご注意ください。

☎問合せ先 042-722-3111（町田市役所代表電話）



●幼稚園・保育園・認定こども園の利用や教育・保育の認定に関すること

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係 TEL：042-724-2137 FAX：050-3161-8635

●一時保育事業の制度に関すること

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 管理係 TEL：042-724-2138 FAX：050-3161-8635

●無償化給付の手続きに関すること

町田市子ども生活部子ども総務課 TEL：042-724-2551 FAX：050-3101-8377

